

# 自動車保管場所証明申請書の記載例

栃木県警察

各項目には、完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。  
 ※ 数字とローマ字をはっきり区別してください。次の間違いがよく見受けられます。

ゼロ オー ディー 仔 アイ ニ セツ ハチ ビー プィユ  
 [Oと0又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU]などに注意してください。

【自動車の大きさ】  
 センチメートル単位で、右に結めて記入してください。  
 (ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】  
 【個人の場合】  
 実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。  
 《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》  
 【法人の場合】  
 実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。  
 本社、営業所等の所在地です。  
 《通常は、役員、従業員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】  
 駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標準番号】  
 申請書の住所と使用の本拠地の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標準番号が分かれれば記入してください。

【申請者住所・氏名】  
 車検証の使用欄にあたる箇所です。  
 【個人の場合】  
 住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください  
 氏名欄は、記名又は署名のみでも可。  
 ※氏名にはフリガナをつけてください。  
 【法人の場合】  
 登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記してください。

【連絡先】  
 日中問い合わせ可能な連絡先(携帯電話番号等)を記入ください。

別記様式第1号(第1条関係)

## 自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
トヨタ	ECT-54	ECT54-B300789	長さ	465	センチメートル
			幅	169	センチメートル
			高さ	158	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	宇都宮市埴田1丁目1番20号				
自動車の保管場所の位置	宇都宮市埴田1丁目1番20号				
※保管場所標準番号					
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。					
〇〇〇 警察署長 殿	〇〇年〇〇月〇〇日		申請書の提出日を記入		
提出先は、保管場所を管轄する警察署です。	〒( 320-8510 )				
申請者	住所	宇都宮市埴田1丁目1番20号			
フリガナ	キセイ タロウ	( 028 ) 621 局 0110 番			
氏名	規制 太郎				

記入する

記入しない

記入する

第 号 自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年 月 日 記入しない 警察署長 [印]

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。  
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、※印の欄に旧自動車(申請者が保管者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。  
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき。(1)に該当する場合を除く。)  
 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、旧自動車に表示されている保管場所標準番号に記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

新規 新規・変更	申請の登録番号	増車 代替	旧車の登録番号	保管場所の所有者 自己・他人・共有 (自己以外)	連絡先 携帯電話 000-1111-1111 規制 太郎 000-111-1111
-------------	---------	----------	---------	--------------------------------	---

(注) 代替の欄は、申請時に申請する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載すること。

【申請区分】  
 該当する申請に〇印をつけてください。  
 新規 ~新車、中古車の購入で現在ナンバーがついていない場合。  
 移転・変更~引越し等で住所を変え変更登録する場合、所有者の名義を変え、変更登録する場合等

【保管場所の所有者】  
 申請する保管場所の所有者に〇印をつけてください。  
 ・ 自己単独所有の場合は、自認書を添付  
 ・ 他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸契約書の写し等を添付

【申請手数料(県収入証紙を貼付)】  
 ・ 証明書交付申請 2,100円  
 ・ 標準交付申請 520円  
 ・ 証明書再交付申請 なし  
 ・ 標準再交付申請 520円

※ 注意事項  
 ●この書類は4枚で1組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。(消すことのできるボールペンは使用不可)  
 ★所在図及び配置図 ★保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)  
 ●申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求められます。  
 ●証明書の交付とともに、保管場所標準交付申請をしていただき、保管場所標準と保管場所標準番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。  
 ●証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。  
 ●証明書の有効期限(証明日から1か月)以内「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。  
 ●この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。